

#### 4 軽自動車税

- (1) 税率については、2村で同一のため、現行のとおりとする。
- (2) 納期については、合併時に統合する。
- (3) 減免については、2村で同一のため、現行のとおりとする。

#### 5 市町村たばこ税

- (1) 税率については、2村で同一のため、現行のとおりとする。

#### 6 鉱産税

- (1) 税率については、2村で同一のため、現行のとおりとする。
- (2) 課税免除については、2村で同一のため、現行のとおりとする。
- (3) 納期については、2村で同一のため、現行のとおりとする。

#### 7 特別土地保有税

- (1) 徴収猶予分は、新町に引き継ぐ。

#### 8 入湯税

- (1) 税率については、2村で同一のため、現行のとおりとする。
- (2) 課税免除は、合併時に再編する。
- (3) 徴収方法については、2村で同一のため、現行のとおりとする。

#### **協議第14号** 協定項目11 財産の取扱いについて

2村の所有する財産及び債務は、すべて新町に引き継ぐものとする。

#### **協議第15号** 協定項目13 条例、規則等の取扱いについて

条例、規則等の取扱いについては、合併協議会で協議・承認された各種事務事業等の調整内容に基づき、次の区分により整備するものとする。

- 1 合併と同時に町長職務執行者の専決処分等により、即時制定し、施行させるもの。
- 2 合併後、一定の地域に暫定的に施行させるもの。
- 3 合併後逐次制定し、施行させるもの。

#### **協議第16号** 協定項目15 一部事務組合等の取扱いについて

- 1 都幾川、玉川水道企業団については、合併の日の前日をもって解散し、合併の日に全ての事務及び財産を新町に引き継ぐ。また、一般職の職員は、新町の職員として引き継ぐものとする。